

松戸市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る 事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）、松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号。以下「条例」という。）及び松戸市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年松戸市水道事業規程第6号。以下「規程」という。）の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあると認められたときは、工務課長にその事実関係の調査を行わせることができる。

2 前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、工務課長は当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導しなければならない。

尚、違反行為の内容に応じて、工務課長は当事者から顛末書の提出を求めなければならない。

3 工務課長は、顛末書の提出を受けたものについて、違反行為調査兼報告書（第1号様式）を作成し、管理者に報告しなければならない。

(文書による注意)

第4条 管理者は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

(行政処分)

第5条 工務課長は、違反内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、管理者に報告し、違反行為審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催の可否について、意見を具申することができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名宛人となるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続きを行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあつては、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。
- 4 聴聞は、工務課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、工務課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
- 6 その他意見陳述のための手続に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)に定めるところによる。

(水道技術管理者等の意見)

第7条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会による審査)

第8条 管理者は、行政処分を行おうとするときは、審査委員会を開催し、その他必要と認められる事項を審査した上で、処分の可否を決定するものとする。

(処分の通知等)

- 第9条 管理者は、行政処分を決定した場合には、被処分者に対し処分決定通知書(第2号様式)により当該処分の通知を行う。
- 2 管理者は、規程第8条の規定による指定の取消し又は規程第9条の規定による指定の停止の処分を行ったときは、規程第10条の規定により広報紙及びホームページ等により周知する。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、同法に違反する行為があつたと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(処分の基準)

第11条 この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

違反行為に関する処分基準

	水道法	関係法令	松戸市法令	違反内容	処分内容
指定要件違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 施行規則第 21 条	事業者規程 第 8 条第 2 号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イ		成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し
		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ロ		水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ハ		指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ		業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	
		①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。		指定取消し又は指定停止 6 月以下	
		②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。		指定停止 6 月以下	
		③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。		指定取消し又は指定停止 6 月以下	
		④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。		指定取消し又は指定停止 6 月以下	
		⑤研修機会の確保をしなかったとき。		文書注意	
		⑥文書注意に従わないとき。		文書警告又は指定停止 6 月以下	
		⑦文書警告に従わないとき。		指定取消し又は指定停止 6 月以下	
⑧管理者の承認を受けないうで工事を施行したとき又は工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。	指定取消し又は指定停止 6 月以下				
⑨その他軽微な違反行為	口頭注意、文書注意又は文書警告				

主任技術者届出義務違反	法第25条の11第1項第2号	法第25条の4第1項第2項 施行規則第21条第1項第2項	事業者規程第8条第4号	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
		法第25条の4第3項 施行規則第21条第3項		給水装置工事主任技術者が2以上の事業者を選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
事業届出義務違反	法第25条の11第1項第3号	法第25条の7 施行規則第34条	事業者規程第8条第3号	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
		法第25条の7 施行規則第35条		廃止届、休止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業運営の基準違反	法第25条の11第1項第4号	法第25条の8 施行規則第36条第1項第2号	事業者規程第8条第5号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		法第25条の8 施行規則第36条第1項第3号		管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		法第25条の8 施行規則第36条第1項第5号イ		水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		法第25条の8 施行規則第36条第1項第5号ロ		給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定取消し又は指定停止6月以下
		法第25条の8 施行規則第36条第1項第6号		指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定取消し又は指定停止6月以下

工事施工に関する義務違反	法第 25 条の 11 第 1 項第 5 号	法第 25 条の 9	事業者規程 第 8 条第 6 号	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定取消し 又は指定停止 6 月以下
	法第 25 条の 11 第 1 項第 6 号	法第 25 条の 10	事業者規程 第 8 条第 7 号	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定取消し 又は指定停止 6 月以下
	法第 25 条の 11 第 1 項第 7 号		事業者規程 第 8 条第 8 号	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定取消し 又は指定停止 6 月以下
不正申請	法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号		事業者規程 第 8 条第 1 号	不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

違反行為調査兼報告書

指定 給水 装置 工事 事業者	指定番号	第 号
	住 所	
	会社名	
	代表者	
	電話番号	
給水 装置 工事 申込者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
申 込 年 月 日		
指 摘 場 所		
違反行為内容		
違反行為が 発覚するまでの 経緯		
所 見		
作成年月日		
作 成 者		

松水工第 号
年 月 日

違反行為処分決定通知書

様

松戸市
松戸市水道事業管理者 印

下記のとおり処分を決定したので、松戸市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 違反行為の内容

2 処分の内容

- 指定の効力の停止 か月
(停止期間 年 月 日から 年 月 日まで)
- 指定取消し

3 処分の根拠

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に松戸市水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に松戸市水道事業管理者を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。